

柳川市屋外広告物ガイドライン（案）に関するパブリック・コメントの実施結果

1 意見募集の概要

（1）意見を提出できる人

- （ア）市内に住所を有する者
- （イ）市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- （ウ）市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- （エ）市内に存する学校に在学する者
- （オ）市に対して納税義務を有する者
- （カ）パブリック・コメントに係る事案に利害関係を有する者

（2）公表の方法

- （ア）市ホームページにガイドライン（案）及び意見等申出書を掲載
- （イ）市広報紙に意見募集記事を掲載（1月1日号）
- （ウ）市都市計画課都市計画係窓口、市政情報コーナー（柳川市役所柳川庁舎3階総務課内）、大和・三橋市民サービス課、コミュニティセンター、あめんぼセンター、水の郷、柳川市民文化会館に資料の設置

（3）募集期間

令和5年1月4日（水）～令和5年1月25日（水）

2 実施結果

【意見申出者数】 1人

【意見数】 2件

3 パブリック・コメントの意見と市の考え方

意見等の該当箇所	意見等の概要	回答
<p>色彩・照明等の基準 P9</p>	<p>彩度の数値が具体的にわからない。</p> <p>ゆめタウンやイオン、コスモスの看板の彩度は何か。</p> <p>例えば、柳高前のセブンのように、色を変えないといけないと不都合が出てくると思われる。</p> <p>あまり厳しい規制には反対。</p>	<p>具体的な彩度については、市ホームページ掲載の「柳川市景観計画 届出の手引き」P60の図をご参照ください。</p> <p>まず、本市は良好な景観を守るため平成 24 年に柳川市景観条例を施行し、景観施策を推進しておりますが、市民の皆様や議会等から屋外広告物も色彩等のルールが必要といった意見を多数いただいているため、今回、色彩等の基準を設定するものです。</p> <p>色彩基準は、屋外広告物による賑わい創出の観点から、建物等の色彩基準よりも彩度が高い色(鮮やかな色)を使用できるほか、1面の表示面積の2分の1以内であれば基準外の色も使用できるなど、コーポレートカラーにも配慮しております。</p> <p>また、条例施行後に基準を満たさない既存の屋外広告物については、経過措置を設け、最長9年間は現状のまま掲出することができるようにしています。</p>

意見等の該当箇所	意見等の概要	回答
<p>1 面の表示面積の2分の1以上が彩度6以内</p> <p>P9</p>	<p>柳川駅周辺地区も公共交通軸と同じように彩度8まで認めて欲しい(特に②、③の地区)。施設を集約すべき街中のエリアが郊外より厳しい規制なのはどうかと思われる。</p> <p>また田園集落・社寺林地区のうち指定する幹線道路沿道の自家用広告物は彩度8まで認めて欲しい。</p>	<p>地域区分は柳川市景観計画のエリア・地区の区分に準じておりますが、西鉄柳川駅周辺地区は、城堀周辺地区や旧城下町地区と同様に柳川らしい景観づくりを推進しており、施設を集約を図るとともに魅力的なまち並みを形成するため、景観計画の建物等の色彩基準を踏まえ、3地区一律に彩度6までとしております。</p> <p>また、③の地区については、地域住民との話し合いの上で定められた「柳川駅東部地区地区計画」により、非自家用広告物を原則禁止とするなど厳しくしている地区であり、地区の方針も踏まえております。</p> <p>公共交通軸地区は、田園エリアの中でも都市的なまち並みが形成されている範囲を地区指定しており、建物等の色彩基準が他地区よりも彩度が高い色を使用できることを踏まえて、彩度8までとしております。</p> <p>田園集落・社寺林地区についても景観計画を踏まえ、田園風景と調和するよう指定する幹線道路沿道の自家用広告物を含めて彩度6までとし、公共交通軸地区の基準と差を設けております。</p>